



川畑明美
オフィシャルサイト
KAWABATA AKEMI OFFICIAL SITE



年金を学んで



お金を増やす

ママを応援する!投資コーチ

川畑明美 著

著作権について

このレポートは著作権法で保護されている著作物です。

このレポートの著作権は川畑明美に属します。

著作権者の許可なく、このレポートの全部又は一部をいかなる手段においても複製、転載、流用、転売等することを禁じます。

このレポートに書かれた情報は、作成時点での著者の見解等です。
著者は事前許可を得ずに誤りの訂正、情報の最新化、見解の変更等を行う権利を有します。

このレポートの作成には万全を期しておりますが、万一誤り、不正確な情報等がありましても、著者・パートナー等の業務提携者は、一切の責任を負わないことをご了承願います。

このレポートを利用することにより生じたいかなる結果につきましても、著者・パートナー等の業務提携者は、一切の責任を負わないことをご了承願います。

推奨環境

このレポートに記載されている URL はクリックできます。

できない場合は最新の AdobeReader を下記のページよりダウンロードしてください。
(無料)

<http://www.adobe.co.jp/products/acrobat/readstep2.html>

目 次

はじめ	4
自己紹介	5
第1章	
年金の基本を知らないと「損」します!	6
(1) 年金定期便は届いていますか?	6
(2) 働き方によって加入している年金制度が変わる	7
(3) 年金を貰うとき	8
(4) 年金の繰り下げ受給はトクするのか?	8
第2章	
あなたは年金を受け取れる?	10
(1) 年金の受給資格	10
(2) 年金定期便のチェックポイント	11
(3) 年金は破たんするの?	12
第3章	
公的年金以外の収入をつくる	15
(1) 会社員と自営業の違い	15
(2) 会社員の場合	15
(3) 自営業の場合	17
(4) 会社員も個人も利用可能	18
第4章	
あなたの家庭は、いくら貰えるのか?	20
(1) 世帯別受け取りパターン	20
(2) おおよその年金額の計算方法 国民年金編	21
(3) おおよその年金額の計算方法 厚生年金編	22
第5章	
超・簡単に年金を増やす方法	23
(1) 賢い妻たち	23
(2) 法人化	23
おわりに	25



はじめ

この度は、川畑明美公式サイトにいらしてくださり、ありがとうございます！

また、『年金を学んでお金を増やす』をダウンロードいただけたこと、とても感謝しています。

少子高齢化が進む中、年金についてしっかり学び老後資金の準備をしてくださいね。年金は25年もの長い加入期間がないと支給されません。

「知らなかった」で、過ごしてしまうと生活保護になってしまいます。そんなふうに、生活保護の世帯が増えてしまうと、どんどん生活保護の支給額も減額されていってしまいます。

毎日生きているのが辛い老後なんて、悲しすぎます。

そうならないためにも、このレポートで復習してくださいね。

また、同時に年金を増やすことも実行してください。年金を増やししながらサラリーマンでも節税できる方法もありますし、いままでと同じ働き方で、年金も節税もできてしまう方法があるのです。

特に年金のことは複雑です。年金定期便が発行されるまでは、私たち国民が年金額を調べることもできなかったのです。

ワカラナイからと遠ざけるのではなく、少しずつでも良いので一步一步お金に関する知識を身に付けていきましょう！

私は、そんなあなたをサポートしています。

自己紹介

私は二児の母親で、ワーキングマザーです。育児も仕事もあって忙しく、教育ママではないつもりですが、子どもに「私は私立中学に行きたい!」と宣言されました。

それまでの我が家は、月に6万円も赤字の生活。ボーナスで毎月の赤字を補てんしている状態でした。子どもの夢を叶えるため、赤字を改善し「減らずにお金を増やす」ことについて、日夜考えてきました。

そして、たった6年で2000万円の貯蓄とアパート1棟の大家さんになりました。投資のベースは、投資信託の積立です。2000万円はほとんど投資信託で増やしました。その増やし方のコツは私の著書『[9マス分散式ではじめる積立投資信託](#)』にて公開しています。

いままでの積立投資本と違うのは、景気のサイクルに合わせて積立投資でも売買をすると利益率が増すことを解説している点です。是非こちらも、手に取っていただけると幸いです。

書籍では、ネット上の証券会社で取引されることをお勧めしていますが、家計のコーチングでは、まずマンツーマンでネット証券の使い方から、投資信託の選び方など、投資の初歩の投資信託からレクチャーして、株式投資、不動産投資まで教えています。

家計のコーチング・セッションを受けた方は、自然に経済ニュースが耳に入るようになり、赤字家計から投資の力で黒字になった主婦の方もいます。

動画コンテンツ『[プライベートカンパニー設立のススメ](#)』を購入された方には、特典の無料オリエンテーションで、お金が増やせる家計なのかを診断しますので、是非この機会に活用して欲しいと思います。

第1章 年金の基本を知らないと「損」します！

2007年に発覚した、年金手帳などに記載されている基礎年金番号に統合されていない記録（持ち主不明の年金記録）約5,095万件の存在が明らかになった事件。

若い人でも少しは記憶にあるのではないのでしょうか？ この時問題になったのが、「事前に国民がチェックする方法がない」こと。

年金定期便は、事前チェックするために生まれたのです！

（1）年金定期便は届いていますか？

サラリーマンの方は、年金のことを会社に任せきりではありませんか？

先日、クライアントさんに「年金定期便見えていますか？」と伺ったところ「そう言えば、届かなくなりました」と話されたので、引っ越ししたかどうかを伺うと、引っ越ししてから届かなくなったようです。

全ての会社がそうだとは言いませんが、会社に移転届を出しても年金事務所に通知をしていないこと、かなりあります。

主人も定期便のサービスが始まった頃から、まったく届かないので年金事務所に聞いたところ、入社して間もない頃の独身寮の住所のままでした…

しかも、学生時代に納めた年金の記録もありませんでした。

引っ越しされた方は、年金事務所に直接問い合わせた方が良いです。
あなたの年金も未記載があるかもしれませんよ！

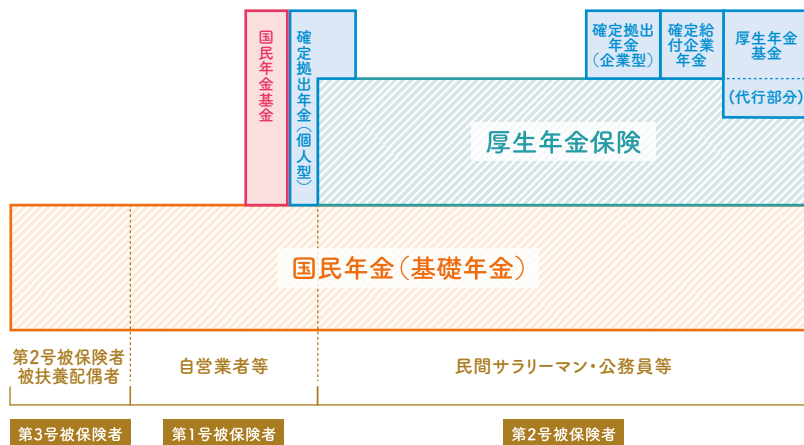
(2) 働き方によって加入している年金制度が変わる

公的年金には、国民年金、厚生年金保険の2つの種類があります。年金制度は、3階建てと言われるように、1階は日本で生活する20歳以上60歳未満の人すべてが加入する国民年金、2階は会社員や公務員が加入する厚生年金保険、そして3階が企業年金などとなっています。

学生や農業従業者、自営業、自由業者は、第1号被保険者、会社員や公務員の妻などは第3号被保険者と呼ばれ、加入する年金制度が違います。

年金定期便でも間違いがないか確認しましょう。

また今年から、第3号被保険者も確定拠出年金に加入できるようになりました。



(3) 年金を貰うとき

年金は、もらう時に名称が変わります。

国民年金 ⇒ 老齢基礎年金

厚生年金 ⇒ 老齢厚生年金

ややこしいですね。このふたつの年金は、基本的に65歳からの支給になります。

「老齢年金をもらえる人には、受給開始年齢の3 ヶ月前に日本年金機構から「年金請求書」が送られてきます。

必要事項を記入して、年金手帳など必要書類を添えて年金事務所などに提出します。2018（平成30）年3月からマイナンバー（個人番号）も記入します。

また、生年月日が、男性は昭和36年4月1日以前、女性は昭和41年4月1日以前であれば、60～64歳から65歳まで「特別支給の老齢厚生年金」を受けることができます。

特別支給の老齢厚生年金には「定額部分」と「報酬比例部分」があり、生年月日に応じて、受給開始年齢と受給できる部分（「定額部分＋報酬比例部分」もしくは「報酬比例部分のみ」）が異なります。」

(4) 年金の繰り下げ受給はトクするのか？

先日、電車に乗っていた時に聞くとなく、聞こえてしまったのですが

「いつ死ぬかわからないから年金の繰下げ受給なんて絶対にしないよ」と話されている初老の男性がいました。

さて、それは本当に正しい選択なのでしょうか？

日本人の平均寿命は、女性86.83歳、男性80.50歳ですが、平均余命で考えると男性の4人中1人、女性は約半数が90歳まで生存するというデータがでています。

年金以外の収入がない場合、繰り下げ受給はできませんが、長生きすることを前提とするなら繰り下げ受給はひとつの選択肢に入ってきます。

では、繰り下げ受給は、どのくらい増えるのでしょうか？

増額率は、(65歳に達した月から繰下げ申出月の前月までに月数) × 0.007です。

1年繰下げすると8.4%。5年繰下げできると42.0%も増額されます。

90歳まで生きると考えれば5年繰り下げすることで、年金だけで生活も可能になってきます。

もちろん、これは現状の話で若い世代の方はこの通りではありません。

ですが、電車で聞こえてしまった会話に、年金を貰えるからといって安易に受け取るのはいかがかと思ったワケです。

若い世代の方は、特に支給年齢が引き下げられる可能性が高いので、投資で得られる収入の仕組みを早く作っておくべきでしょう。

第2章 あなたは年金を受け取れる？

年金の受給資格を把握しておきましょう。もらえるかどうかを心配する人もいますが、死ぬまでもらえるのは年金だけなのです。

(1) 年金の受給資格

老齢年金の受給条件は

①保険料納付済み期間+②保険料免除期間+合算対象期間(カラ期間ともいいます)の合計が10年以上あることが受給の条件です。

保険納付済み期間：

国民年金保険料を納付した期間、厚生年金に加入していた期間のこと

保険免除期間：

保険料は免除されるが、受給資格期間として年金額に反映される期間のことです。ただし、年金額は減額となります。

合算対象期間：

受給資格期間にはなるが、年金額には反映しない期間で、カラ期間とも呼ばれています。

このカラ期間の例は、下記ようになります。

(1)1986年3月以前に、国民年金に任意加入できる人が任意加入しなかった期間。

(2)1991年3月以前に、学生だったので国民年金に任意加入しなかった期間。

(3)1961年4月以降海外に住んでいた期間

(1)～(3)は、任意加入だったため、10年に満たない方を救済する期間になります。

(2) 年金定期便のチェックポイント

「ねんきん定期便」はハガキタイプで届くようになっています。35歳、45歳、58歳といった節目の年齢には封書で書類形式の「ねんきん定期便」が届きます。

国の年金制度に加入している場合には、誕生月に日本年金機構から送られてきます。

「ねんきん定期便」が届いたら、未開封のままにせず、さっと内容をチェックするようにしてくださいね。ねんきん定期便は、間違った情報を訂正するためのものです。

ハガキタイプの「ねんきん定期便」に書かれている主要な項目は、50歳未満では、「これまでの年金加入期間」「これまでの加入実績に応じた年金額」「過去1年の納付状況」です。

これまでの年金加入期間

年金加入期間が各制度それぞれに何カ月あるかが示されています。未納期間は含まれていませんので、20歳以降の月数と加入期間の月数が合致するか確認します。

これまでの加入実績に応じた年金額

50歳未満の場合、現状の加入履歴にもとづいた年金見込額が示されています。少なくとも60歳まで（働き続ければそれ以降も）保険料を納めるほど年金額が増えていきますので、現状の年金額で一喜一憂する必要はありません。

過去1年の納付状況

裏面に「最近の月別状況です」と書かれた情報があり、これが最近の加入履歴を示しています。国民年金に加入している人は納付済みか未納か等の情報が、厚生年金に加入している人はいくらの収入にもとづいて保険料が納められたのかが記載されています。これも自分の状況に合っているかチェックします。

（3）年金は破たんするの？

年金は、「来月から支給停止します」という、わかりやすい破たんにはなりません。そんなことをしたら国が破たんしてしまいます。ただし、以下のようなことは、覚悟しておく必要があります。

- ・支給金額がカットされる。
- ・支給開始年齢を引き上げる。
- ・現役の年金保険料負担を更に増やす。

ひとつ一つ考えてみましょう。

支給額がカットされる

公的年金には、「物価・賃金スライドの見直し」が盛り込まれました。物価が上がっても現役世代の賃金が下がれば年金額も減らすというものです。

「マクロ経済スライドの強化」は、物価の上昇率から1%程度、年金額を減らすルールを強化するものです。

年金額は、賃金や物価が上昇すると増えていきますが、一定期間、年金額の伸びを調整することです。具体的には、賃金や物価が上昇するほどは増やさないということ。

支給開始年齢を引き上げる

昨年の厚生労働省の発表では、介護を受けたり寝たきりになったりせず日常生活を送れる期間を示す「健康寿命」が、2016年は男性72.14歳、女性74.79歳だったと公表しました。

この健康寿命までは、支給額が引き上げられる可能性はあるということです。

現役の年金保険料負担を更に増やす

これは、既にはじまっていて2004年から保険料は毎年13.594%から0.354%ずつ引き上げられてきました。2017年に、法令的には終了しました。ただ、今後も引き上げはあるかもしれません。

「年金について、かなり不安です。本当に年金がもらえるのか、どこまで減額されるのかと老後が不安になります」というご質問もいただきましたが、必要以上に心配するのは、精神衛生上良くありません。

何度も言いますが、来月から支給が停止されるということは、ありません。段階的に支給額が減り、支給年齢が上がり、現役の負担が増えるということです。

現在でも公的年金は、現状でも高齢者の収入の7割を負担しているに過ぎないのです。つまり、自分で貯蓄は必要ということなのです。

厚生労働省の「年金制度のポイント」パンフレットからその部分を引用してみましょう。

『私的年金や貯蓄は、公的年金を補完して、個々人の多様な老後生活のニーズを満たす役割を持っており、公的年金を土台として、両者を組み合わせて老後の生活資金を確保していくべきものと考えられます』

第3章

公的年金以外の収入をつくる

老後の暮らしをまかなうのに、国民年金や厚生年金だけでは足りないケースがあります。他にも老後資金として受け取れるお金をご紹介します。

(1) 会社員と自営業の違い

会社員と自営業では、加入できる制度が違います。

会社員の場合は、厚生年金に上乗せできる「企業年金」があります。企業年金には、

- ①厚生年金基金
- ②確定給付企業年金
- ③中小企業退職金共済制度
- ④確定拠出年金

があります。

自営業の人が年金を増やすには、国民年金に上乗せできる国民年金基金や確定拠出年金、退職金を増やす「小規模企業共済」などが利用できます。

(2) 会社員の場合

厚生年金基金

厚生労働大臣の認可で設立された厚生年金基金が、厚生年金の老齢給付の一部を国に代わって支給する部分とともに、企業の実情に合わせて

上乗せ給付するものだったのですが、一部の財政的に健全な基金を除き、実質廃止に向かって動き出しています。

企業の実情に合わせて上乗せ給付するものだったのですが、一部の財政的に健全な基金を除き、実質廃止に向かって動き出しています。

現在お勤めの会社で、厚生年金基金に加入していればお知らせが届いていると思われますが、退職した会社で厚生年金基金に加入した期間があれば、基金が存続しているかどうか確認した方が良いでしょう。

厚生年金基金の請求先は、基本的には勤務していた基金にすることになります。その際、厚生年金基金の証書が必要です。退職のときに厚生年金証書を会社から渡されているはずですが、探してみてくださいね(私は、ありました!)

また、年金基金があった会社でも勤続年数によって、請求先が変わります。

退職された会社が企業年金に加入していた場合

- ・加入(在職)期間が10年(企業年金によっては15年)⇒加入していた厚生年金基金

- ・10年未満の場合は、企業年金連合に引き継がれます。

年金資産が企業年金連合に引き継がれたときに企業年金連合会から引継ぎのお知らせがあったはずですが、もし忘れている場合は、企業年金連合会のサイトより検索できます。

<http://bit.ly/howKCa>

確定給付企業年金

将来の給付額をあらかじめ決めておき、その給付額を賄うのに必要な掛金を、予定利率や平均余命などを用いた年金数理計算により算出して、拠出する制度です。

将来の給付額は企業が保証しているため確定しています。

年金資産の運用は企業が一括して行います。契約先の生命保険会社や信託銀行に委託します。

将来の給付額を企業が保証しているため、運用リスクは企業が負います。運用がうまくいかなかった場合は、企業が補てんします。

中小企業退職金共済制度

事業主が勤労者退職金共済機構(中退共)と退職金共済契約を結び、毎月の掛け金を金融機関に納付します。従業員が退職した時は、その従業員に中退共から退職金が直接支払われる仕組みです。

(3) 自営業の場合

国民年金基金

自営業などの国民年金の第1号被保険者を対象にした年金上乗せ制度。加入した口数で掛け金が決まり、年金受給開始後は老齢年金に上乗せして給付されます。

小規模事業共済

自営業者や会社役員のための共済制度。自営業を廃業したときや、会社等の役員を退任した時などの生活資金などをあらかじめ積立ておくための共

済制度です。廃業・退職時などに共済金を受け取ることができます。確定拠出年金との併用が可能です。

2016年8月28日に改正がありました。小規模企業共済は、解約事由によっても受け取り額が変動します。解約の理由制限などが緩和されました。

より使いやすくなりましたが、20年以下の加入の場合預け入れした金額が戻る程度です。ただし、全額所得控除なのと、掛け金に応じて借り入れることができます。

(4) 会社員も個人も利用可能

確定拠出年金(企業型):

2001年10月から施行された確定拠出年金は、「企業型」と「個人型」の2つがあります。

企業型は、事業主が掛金を拠出しますが、従業員自身が運用商品を選ぶことができ、その運用結果になって将来受け取る年金額が変わります。従業員が掛金を上乗せできる企業もあります。

確定拠出年金(個人型・愛称イデコ):

仕組みは企業型と同じです。自営業で国民年金の方は、掛け金の上限は1人6万8,000円です。また、国民年金基金に加入している場合は、合わせて6万8,000円になります。

また会社員の方で、お勤め先が「企業型」に加入していないと加入できないと思っている方がいるのですが、お勤めの会社が採用していなくても「個人型」に60歳まで加入できます。厚生年金の方は、掛け金の上限が2万3,000円です。

2017年から公務員も専業主婦もイデコに加入できるようになりました。
職業によって、掛金の条件が違います。

第4章

あなたの家庭は、いくら貰えるのか？

公的年金は、老後の暮らしを支える収入の柱になります。自分がいくらくらいもらえるのか、大まかな金額を知っておきましょう。

(1) 世帯別受け取りパターン

夫が昭和60年生まれで妻が昭和62年生まれとして試算してみます。

夫婦ともに自営業の場合

夫婦ともに38年間国民年金に加入していた場合の年額は、夫約78万円、妻約78万円です。

月額は、13万円です。

夫婦ともに会社員の場合

夫婦ともに38年間厚生年金に加入し、夫の平均標準報酬額46万円、妻は38万円の場合の年額は、

- ・夫の老齢基礎年金が約78万円、老齢厚生年金は、約115万円
 - ・妻の老齢基礎年金が約78万円、老齢厚生年金は、約95万円
 - ・妻が65歳になるまでの2年間は、加給年金が約39万円支給されます。
- 最初の2年間は、月額19.3万円、妻が65歳からは30.5万円

会社員の夫と専業主婦の妻の場合

夫婦ともに38年間厚生年金に加入し、夫の平均標準報酬額46万円、妻は第3号被保険者として38年間加入している場合

- ・夫の老齢基礎年金が約78万円、老齢厚生年金は、約115万円
- ・妻の老齢基礎年金が約78万円
- ・妻が65歳になるまでの2年間は、加給年金が約39万円支給されます。

最初の2年間は月額19.3万円、妻が65歳からは22.5万円

独身の自営業者の場合

国民年金に38年間加入していた場合の年額は、約78万円。

月額：6.5万円

独身の会社員の場合

厚生年金に38年間厚生年金に加入し、平均標準報酬額46万円の場合

・老齢基礎年金が約78万円、老齢厚生年金は、約115万円

月額：16万円

老齢厚生年金の方が圧倒的に有利ですね。

(2) おおよその年金額の計算方法 国民年金編

●国民年金(老齢基礎年金)

老齢基礎年金額＝78万円×保険料納付月数÷480ヶ月（免除、半額納付等がないケース）

例えば、なかなか就職できず1年間未納だったケースは、

78万円×468ヶ月（480-12）÷480ヶ月≒76万円になるので、満額で受給する場合より年額で約2万円、月額で約1600円少なくなることになります。

約78万円
(基礎満額)



国民年金保険料を払った月数
上限480ヵ月(40年)



(3) おおよその年金額の計算方法 厚生年金編

●厚生年金(老齢厚生年金)

厚生年金早見表(平均標準報酬額で計算)

平均標準 報酬額	厚生年金保険加入年数							
	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	40年
10万円	3.3万円	6.6万円	9.9万円	13.2万円	16.4万円	19.7万円	23.0万円	26.3万円
20万円	6.6万円	13.2万円	19.7万円	26.3万円	32.9万円	39.5万円	46.0万円	52.6万円
30万円	9.9万円	19.7万円	29.6万円	39.5万円	49.3万円	59.2万円	69.1万円	78.9万円
40万円	13.2万円	26.3万円	39.5万円	52.6万円	65.8万円	78.9万円	92.1万円	105.2万円
50万円	16.4万円	32.9万円	49.3万円	65.8万円	82.2万円	98.7万円	115.1万円	131.5万円

※上記早見表は本来水準による概算

老 齢

基 礎 年 金

円

+

老 齢

厚 生 年 金

円

=

あなたの年金額(概算)

円

第5章 超・簡単に年金を増やす方法

仕事を变えずに年金を増やす方法です。本当にとっても簡単なんですよ！

(1) 賢い妻たち

普通のサラリーマンは会社に雇用されて、労働の対価として賃金を得ています。

そうではなく、会社員が法人成りして自営業者となり、会社との雇用契約をいったん白紙に戻して、改めて業務委託契約を結ぶことをサラリーマン法人といいます。

つまり、サラリーマン法人化した「元」社員は、会社での仕事はこれまでと同じまま、契約だけ変えて勤務します。

会社は、雇用契約した社員＝個人に給料を払うのではなく、業務委託した社員＝法人に外注費を払うかたちに変えることで、会社にもメリットがあり、「元」社員にもメリットがある節税方法です。

また、確定拠出年金にも加入すると所得控除もできるので節税にもなります。

(2) 法人化

こうしてみると、厚生年金の方が有利なんですね。特に、ご主人が個人事業主の場合、厚生年金の方が有利なのです。

どうしたら、厚生年金になれるのか？ 答えはカンタンです！

法人化して、厚生年金に加入すれば良いのです。1人社長の場合、トータルで支払う金額が多くなってしまいますが、妻の保険料が減ります。さらにお子さんがいらっしゃるのでしたら、お子さんも扶養になりますので、それほど負担は大きくなりません。

おわりに

年金は請求しないと支給されません。

セミナーで話した基本を元に、まずあなたの年金を調べてくださいね。

記録は間違っていることを前提に調べてください。

その上で、年金額を計算してみましょう。特に自営業の方は、年金が少ないと感じるはずです。粗利で400万円以上あるのでしたら、法人化も考えて欲しいのです。

法人化すると可能になる節税がたくさんあります。もっと売上を大きくしたい方には断然法人にメリットがあります。

私は20年以上給与所得者・サラリーマンとして働いてきました。

特に子ども達が小さい頃は、時間で雇われることが、とても負担に感じたこと。または、育児休暇などの制度を利用する際も、嫌味を言われたり精神的に辛いこともたくさん経験しました。

ところが独立して、自分が社長になれば、自分でルールを作ることも可能です。

また、社長だからといって営業して仕事を取らなくても「投資法人」として、プライベートカンパニーを作ることも可能なのです。

個人投資家であるよりも「法人化」された方が、さらに節税のメリットが享受でき、お金が貯まるスピードが速くなるのです！

動画コンテンツ『[プライベートカンパニー設立のススメ](#)』では、

そのノウハウをお伝えしています。

動画コンテンツでは、個人事業のままだが良いのか？法人化するのが良いのか？どちらがトクなのかわからないという疑問から「超・合法的裏技」を超・実践的にレクチャーしています。

セミナーにご参加くださった方からは、このような感想をいただいています。

「ひとくちに法人と言っても、知らないことだらけで、後5年くらい早く知っていたら、あるいは今の自分を取り巻く状況は違っていたのかな？と思いました」

「法人化のタイミングが思ったよりも早くすべきだと言うことに気付いて良かったです」

また、既に法人化された方からは

「損にたくさん気付きました。これから対策すべきことのアウトラインがハッキリわかりましたので、セミナー会場ですぐにスケジュールリングしました！スグに実践できるわかりやすいセミナーです」

動画コンテンツ『プライベートカンパニー設立のススメ』は[コチラ](#)から先行予約することで1万円にて購入できます。

最後まで読んでいただき、本当にありがとうございました。

ママを応援する投資コーチ
2級ファイナンシャル・プランニング技能士
教育費研究家
川畑明美